
せとしんアプリ（インターネット支店）に関する特約

この特約は、瀬戸信用金庫（以下「当金庫」といいます。）インターネット支店（以下「当支店」といいます。）におけるせとしんアプリ（以下「アプリ」といいます。）での取引に適用されます。また、この特約は、せとしんアプリ利用規約およびインターネット支店取引規定、インターネット支店用普通預金規定、宝くじ付き定期預金規定または当金庫が定めた各規定（以下「関連規定等」といいます。）の一部を構成するとともに関連規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項については、関連規定等が適用されるものとします。

1.（当支店口座開設方法）

- （1）当支店取引に関するご契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）は、インターネット支店取引規定および宝くじ付き定期預金規定の方法の他、お客さまご自身がスマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応のもの）を利用し、アプリにより当金庫所定の口座開設手続きに基づくお申込みを完了し、当金庫がこれを承諾したときに口座開設できるものとします。
- （2）アプリによる当支店での口座開設は、日本国内に住所を有する日本国籍の満16歳以上の個人の方に限ります。
- （3）当支店での普通預金口座の開設はお客さま1人につき1口座とします。
- （4）アプリによる当支店での口座開設は、届出印は不要とします。

2.（アプリ利用口座）

- （1）アプリによる当支店の取引は、通帳や預金取引明細等の発行に代えてアプリの利用により、残高および入出金明細を確認いただくアプリ利用口座とします。
- （2）この口座は、キャッシュカードの発行およびアプリへ対象となる普通預金口座の登録を必須とします。
- （3）入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。
- （4）この口座を第三者に対し、利用させることはできません。
- （5）この口座は総合口座として利用することはできません。

3.（旧字体・異字体）

- （1）ご使用のスマートフォンにより、本人確認書類に記載された字体(旧字体・異字体)がご入力できない場合があります。この場合、入力可能な文字にてご入力ください。
- （2）本人確認書類のお名前にある旧字体・異字体を新字体でお申込みされた場合はご入力された新字体のお名前で口座開設させていただきます。

4.（預金の解約）

- （1）普通預金口座の解約は、インターネット支店専用テレホンサービス取引規定第10条による取扱いの他、アプリによる解約をお申込みいただけます。
- （2）宝くじ付き定期預金口座の解約は、インターネット支店専用テレホンサービス取引規定第8条、9条による取扱いの他、アプリによる解約をお申込みいただけます。
- （3）当該口座を解約した時点で、アプリでは明細の確認ができなくなります。

5.（預金の払戻し等）

- （1）当該口座を店頭において払戻しまたは解約等をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、キャッシュカードの提示または、アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- （2）払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等のお手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

6.（届出事項の変更等）

- （1）キャッシュカード等の紛失、住所および電話番号の変更があったときは、アプリより届出することができます。

(2) 前号以外の変更事項等は、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

(3) キャッシュカードの再発行には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

7. (免責事項)

次の事由により当該口座のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合。

(2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。

(3) 当金庫及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。

(4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

当該口座、預金契約上の地位その他、この取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

9. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上